


第5章

財産について



財産について

記入日： 年 月 日

●預貯金  ネットバンクも記入しておくとい良いでしょう。

金融機関名	支 店	種 別	備 考
		普通・定期	
		普通・定期	
		普通・定期	
		普通・定期	
		普通・定期	

●株式・投資信託 ない 所有している

会社名・商品名	備 考


●生命保険・損害保険 ない 所有している

保険会社	種 類	備 考

●不動産

区 分	所在地	備 考
土地・建物・その他（ ）		
土地・建物・その他（ ）		

●その他の資産（車や会員権等）


 定期契約しているものがあれば、記入しておくとい良いでしょう。

名 称	備 考（保管場所等）

●借入金・ローン

借 入 先	返済方法

●携帯電話・パソコン

 使用していない有料アプリ等は、解約をしなければ定額利用料がかかる可能性があります。整理しておくとい、手続きのときに便利です。

種 類	パスワード

判断能力が低下したときは

記入日：

年 月 日

●病気や認知症等により自分自身で物事を決めたり、お金の使い方について考えることが難しくなったときのことを考えていますか？

利用しているものや準備しているものに☑しましょう。

これから利用を考える人は、成年後見支援センター等21ページの相談先に相談しましょう。

判断能力が低下する前（元気なとき）

もしものときに
契約や金銭管理の
支援をしてほしい

成年後見制度【任意後見】

認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、ご自身が元気なうちに、自分と支援をお願いする方との間で、その支援内容を定めておく制度です。支援内容は、公正証書で定めます。本人の判断能力が低下したときには、家庭裁判所に申立をし、公正証書で定めた内容の支援が開始されます。

任意後見人（名前）

（続柄）

（所属）

死亡後の事務手続き
をお願いしたい

死後事務委任契約

葬儀や埋葬、住居の撤去、残された債務の支払など、自分の死後の事務を第三者に依頼する契約です。相続人がいない場合など、頼める親族がいないときには考えておくとい良いでしょう。

死亡後の財産の使用
方法を決めておきたい

遺言書

自分の死後、自分の財産をどう引き継ぐのかを決めておくために作成する最終の意思の内容を示した書面です。これを作成しておけば、残された人たちも基本的にはその決定に従うことになります。法律で形式が決まっているので、弁護士などの専門家に相談してみましょう。

保管場所

民事信託・家族信託

信頼できる人に財産を預け、自分の意向に基づいて財産の管理をしてもらうための制度です。利用に関しては、信託銀行や弁護士・司法書士などの専門家に相談しましょう。

不安を感じる

福祉サービスの利用
や金銭管理の支援を
してほしい

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスをする事業です。社会福祉協議会と契約することにより利用できます。

判断能力低下
したとき

契約や金銭管理の
支援をしてほしい

成年後見制度【法定後見制度】

判断能力が低下してしまった後に家庭裁判所への申立てによりご本人に代わって第三者にご本人の財産管理や身上保護を支援してもらう制度です。本人や4親等内の親族が家庭裁判所に申し立てて開始されることが多いです。

● 財産管理等をお願いしたい人

名前：

続柄：

所属：

● 支援の中で、大切にしてほしいこと

● その他、伝えたいこと